

鹿沼市新卒者就職祝金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号）第38条の規定に基づき、関連法令等に定めるもののほか、鹿沼市新卒者就職祝金（以下「祝金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 祝金は、市内在住の初めて就業をする新卒者に祝金を支給することにより、本市の移住・定住及び企業の雇用の促進を図ることを目的とする。

(支給金額等)

第3条 祝金は、事後申請型補助金等として交付する。

2 祝金の金額は、39,154円とする。

3 祝金の交付は、一人につき1回を限度とする。

(支給要件)

第4条 祝金の支給要件は、別表に掲

げるとおりとする。ただし、市長が祝金の支給対象として不適格と認めたものを除く。

(支給申請及び祝金の請求)

第5条 祝金の申請をしようとする者は、鹿沼市新卒者就職祝金申請書兼請求書（様式第1号）、勤務証明書（様式第2号）および本人確認書類及び卒業証明書の写しその他別表に該当することを証明する書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請は、窓口で提出、郵送又は電子申請のいずれかによるものとする。

3 申請期間は、支給要件を全て満たした日から起算して、1年間とする。ただし、当該事業に係る予算措置されなかった場合は、承認しない。

4 祝金の請求は、申請に併せて、鹿沼市新卒者就職祝金申請書兼請求書を市長に提出してするものとする。

(支給決定の通知及び支給)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、祝金を交付することが適当と認めるときは、速やかに鹿沼市新卒者就職祝金決定通知書（様式第3号）により、当該申請者へ通知するものとする。

2 審査の結果、祝金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における祝金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者へ通知する。

3 鹿沼市新卒者就職祝金決定通知書は、再交付しないものとする。

(権利譲渡の禁止等)

第7条 祝金を支給される権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

2 市長は、祝金の支給対象者が前項の規定に違反したときは、その祝金の支給を停止するものとする。

(返還)

第8条 祝金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により祝金の交付を受けたと認められた場合は、その交付の決定を取り消すとともに、交付した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、祝金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

(1) 申請者本人に関する要件 アからオまでのすべて要件を満たすこと。	
ア	申請日において29歳以下の鹿沼市民であること。
イ	(2)に該当する就業から1か月が経過し、継続して就業中であること。
ウ	令和6年4月以降に、(3)に該当する学校を卒業してから3年以内であること。ただし、令和7年2月以前に卒業したものにあっては、令和7年4月以降に(2)に該当する就業をしていること。
オ	鹿沼市公式 SNS へのフォロー等、市や地域の情報を得られる環境にあること。
カ	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
キ	日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
(2) 就業先に関する要件 アの要件を満たし、かつ、イ又はウの要件を満たすこと。ただし、個人事業主の手伝い等をしているものにあつては、ア、イ及びウの要件を満たすこととする。	
ア	共通事項
	(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者でないこと。
	(イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
	(ウ) 官公庁等（第三セクター等のうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
イ	申請者が被雇用者の場合
	(ア) (3) に該当する学校を卒業後はじめて週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。ただし、有期雇用契約に基づく就業であっても、雇用者側が契約の更新を予定しており、無期雇用への転換を見込むものは対象とする。
	(イ) 市内に本社を有する企業に採用されていること又は市内の勤務地のみで勤務する勤務地限定型社員として採用されていること。
ウ	申請者が自営業等の場合
	(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業をしたことがないこと。
	(イ) 自営する事業等を申請者の主たる収入として見込んでいること。（副業ではないこと。）
	(ウ) 自営する事業等の本拠地が市内にあること。
(3) 卒業する学校に関する要件 次のいずれかを満たすこと。	
ア	次の学校等のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、文部科学大臣又は都道府県知事の認定を受けているものであること。
	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校並びに専修学校
イ	次の学校のうち、市長が特に認める学校であること。
	看護学校、准看護学校、林業大学校（長期課程に限る。）、職業能力開発施設（2年以上の長期間通うコースに限る。）